

直工費などに失格基準

同種工事の実績緩和も

新潟県が7月から試行する低価格入札対策のうち、調査基準価格を下回った入札に適用する「数値的失格基準」の運用方法などが分かった。入札時に提出する工事費内訳書を確認し、設計額における直接工事費などの各費目別金額が1つでも一定割合を下回った場合に低入札者を失格にする。失格基準に該当せず、低入札価格調査後に調査基準価格未満で契約した案件については、契約保証金を引き上げ、前払金の割合を引き下げる。低入札案件で一定の要件に該当した場合は専任技術者を1人増員して配置させる。また、入札参加資格要件に設定している同種工事の実績も緩和する。

数値的失格基準は直接（仮設費が70%未満、現場管理費が20%未満で、共工事費が85%未満、共通管理費が50%未満、一般通仮設費の各項目が適切

に計上されていない場合も失格にする。数値的失格基準は予定価格4億円以上を対象とする低入札価格調査制度の案件に設定するもので、調査基準価格を下回った入札に適用することになっているため、調査基準価格以上であれば、内訳書の各費目別金額が失格基準の一定割合を下回っても失格にはならない。

低入調査の結果、契約の履行が可能と判断され、調査基準価格未満で契約した案件に対しては、契約保証金を請負金額の「1割」から「3割」に引き上げるとともに、前払金の割合を請負金額の「4割」から「2割」に引き下げる。

さらに、開札日現在で①低価格入札による工事を施工中の者のほか、開札日から過去2年以内の期間に②65点未満の工事成績がある者③発注者から損害賠償を請求された者④安全管理に関して指名停止や文書警告を受けた者⑤自らの原因で工期を7日以上遅延させた者のいずれかの要件に該当

する受注者に対しては、専任技術者の1人増員を求める。完成後の工事成績が不良だった場合は、指名排除期間を1カ月から3カ月に延長する。

また、施工実績を得る目的で低入札をする業者もいるため、低入札価格調査制度の対象工事では、入札参加の資格要件に設定している同種工事の実績要件を「過去10年

度以内」から「過去15年度以内」に緩和する。県の低価格入札対策は、労働条件の悪化や下請けへのしわ寄せなどを未然に防ぐ目的で実施するもので、土木部以外の関係部局も含め、7月2

日以降の公告と支出負担行為から全庁的に試行することになっている。数値的失格基準以外の対策とめ、設定基準などは公表しないことにしている。